

三次市保育環境の充実特区

都道府県名：

広島県

申請主体名：

三次市

区域の範囲：

三次市の全域



特区の概要：

平成16年4月の市町村合併により、現在22の公立保育所がある。現在、保育業務については、保育士資格を有する臨時的任用職員により対応しているものの、応募がきわめて少なく、3歳未満児保育や発達に支援が必要な子どもへの対応が困難になっている。

このため、本特例措置を活用し、任用期間を最大3年間とすることにより、保育士の安定した確保を図る。

適用される規制
の特例措置：

地方公務員に係る臨時的任用事業



日常保育「暖かな見守りの中で育つ
保育」



日常保育「一人ひとりを大切に」
保育」